

公益財団法人 浄土宗ともいき財団

寄附金等取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人浄土宗ともいき財団（以下「本財団」という。）の定款第4条第1項第5号に基づき、本財団が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 通常寄附金 本財団の会員又は本財団の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
 - (2) 指定寄附金 前号のほかに、本財団の特定の事業を指定して寄附をする個人または団体から受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(寄附金の募集)

第3条 本財団は常時通常寄附金及び指定寄附金を募ることができる。

- 2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 通常寄附金または指定寄附金を受領したときは、礼状、領収書を寄附者に送付するものとする。

- 2 前項の領収書には、本財団の主たる業務である公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(指定寄附金)

第5条 本財団は個人又は団体より指定寄附金を受領するときは、受領に際して寄附書にて寄附者の資金使途等の意思を確認する。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用または処分等の方法について条件が付されているとき、もしくは負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は管理リスクが生ずるときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

- 3 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する

法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

- (2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合
- (3) 寄附金の受け入れに起因して、本財団が著しく資金負担が生ずる場合
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、本財団の業務の遂行上、もしくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第6条 本財団が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備え置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第7条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護規程に基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則 この規程は、平成26年5月23日から施行する。
(平成26年5月23日理事会議決)

附 則 この規程は、平成29年5月19日から施行する。
(平成29年5月19日理事会議決)